



16高教職第1440号
平成17年 3 月28日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

職場復帰サポートシステム期間中の傷害保険への加入について（通知）

うえのことについて、サポートシステムは病気休暇又は休職中に実施するものであるため、実施期間中に事故等があっても公務災害や通勤災害の対象とはならず、あくまで自己責任で対応することとしてきたところです。

ただ、休暇・休職期間中とはいえ、職場復帰を前提とするものであり、職場では所属長の管理下にあることを考慮し、事故があった場合の対応として、平成17年4月1日以降の実施者から、県教育委員会の負担により傷害保険に加入することとしました。

つきましては、今後、サポートシステムの実施対象となる教職員が生じた場合には、下記により対象者に事前説明を行うとともに、保険の加入手続に一定期間が必要になることを念頭に置き、サポートシステム実施願の提出期限を厳守するよう管内学校長に周知徹底をお願いします。

記

1 対象者への説明事項（傷害保険の内容等）

(1) 保険金額

- 死亡・後遺障害保険金 2,000万円
- 入院保険金（日額） 3,000円
- 通院保険金（日額） 1,000円

(2) 保険の対象

サポート実施期間内の就業中（通勤を含む。）の事故

(3) 保険の加入手続及び掛け金の負担

全て県教育委員会において実施し、対象者による手続等は不要。

2 サポートシステム実施願の提出期限等

(1) 職場復帰予定日の属する月の前々月の末日までで、かつ、サポートシステムの開始予定日から最低2週間前までに提出すること。（下記の例参照）

（例）○職場復帰予定日：7月1日

○サポート期間：6月10日～6月23日

○実施願提出期限：5月27日（必着）

※実施願の提出日が遅れると、サポートシステムの開始日を遅らせる等の対応が必要となります。

(2) サポートシステムの対象者がいる場合には、時間的余裕を持って復帰の意思確認等を行い、サポートシステムの実施日等の決定前に教職員課に事前相談をすること。

事務担当（問い合わせ先）

高知県教育委員会事務局教職員課

人事企画担当（TEL:088-821-4568、4569）

職場復帰サポートシステムについて

1 目 的

精神神経系疾患で病気休暇や休職中の教職員が職場復帰をしようとする場合に、心と身体を学校生活に徐々に慣らすことができる機会を設けることで、職場復帰への不安を少なくし、スムーズな復帰ができるように支援を行うもの

2 対象者

- ①精神神経系疾患による休職から復職しようとする教職員
- ②精神神経系疾患による120日を超える病気休暇後に職場復帰しようとする教職員
- ③その他教育長が必要と認める者

3 サポートシステムの実施内容及び流れ

サポートシステムは本人からの願出に基づき、下記の流れで実施します。

また、サポートシステムの実施の適否や実施後の職場復帰の可否等については、専門医や学識者6名で構成する「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の意見を聴いて県教育長が判断し、本人や校長に対して、復帰に当たって配慮すべき事項などのアドバイス等を行います。

◎サポートシステムの流れ

○文書提出（①本人の実施願 ②主治医診断書 ③学校長意見書）

※サポートシステムの実施を希望する場合に、学校長経由（小中学校は地教委も経由。以下同じ。）で高知県教育長に必要書類を提出

※提出期限は、職場復帰予定日の前々月末までで、かつ、サポートシステム開始日の最低2週間前まで（期間厳守）



○予備審査（書類審査）

※提出書類をもとに、心の健康対策委員会からシステム実施の適否や実施にあたっての留意事項等の意見を聴取



OK（NOの場合は療養継続・情報収集）

（OKの場合）

傷害保険
加入手続

○サポートシステム実施（2週間程度）

※システムの実施計画を作成し、所属校で職場復帰に向けて徐々に心と身体を慣らす。



○システム終了（システム終了報告書等の提出）

※システム日誌と校長の意見を記した終了報告書を高知県教育長に提出



○心の健康対策委員会による審査（本人との面談）

※委員が、本人と面談を行うとともに、終了報告書の校長意見等も参考にしながら職場復帰・復職の適否を判定するとともに、復帰に当たっての留意事項等をアドバイスして復帰を支援。



OK（NOの場合は療養継続・情報収集又はシステム継続）

○職場復帰・復職